

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

(1) 犯罪被害救援基金による奨学事業

財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

平成18年度事業報告書

「奨学金（月額）の給与」

〔総括表〕

区分	大学生	高校生	中学生	小学生	計
継 続	58	93	90	87	328人
新 規	2	5	7	27	41人
計	60	98	97	114	369人

出典：文部科学省ホームページ

(2) 刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。平成18年度は1件（療養給付）であった。

種類 年次	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
昭和36年	2	4,050	1	6,528				
昭和39年					1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813				
昭和58年	1	5,050						
平成18年	1	37,610						

提供：法務省

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(3) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。

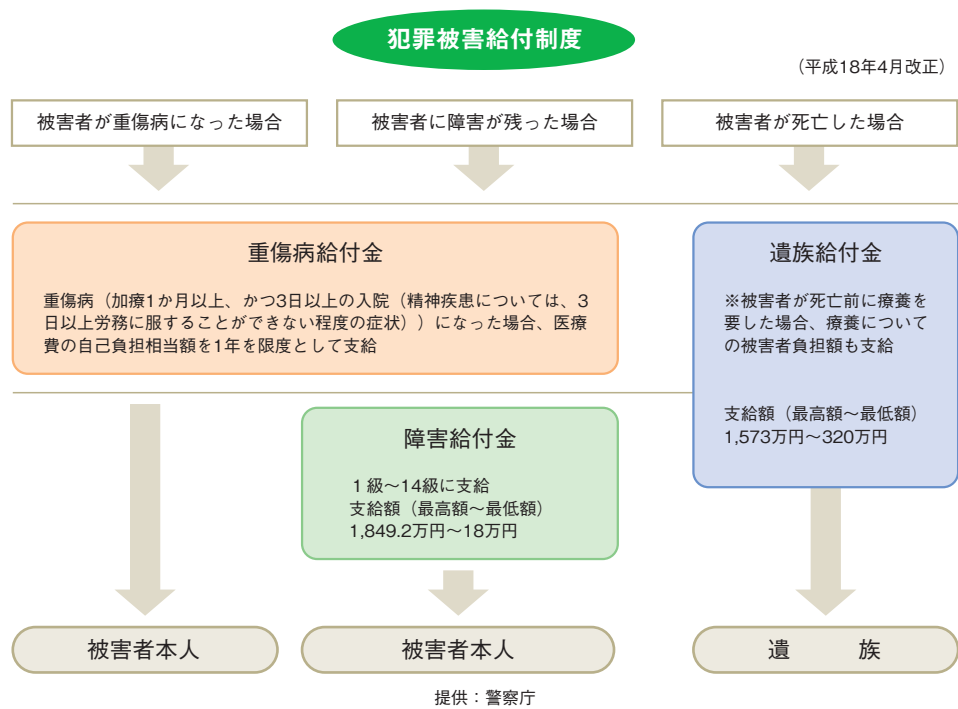
犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導していく。

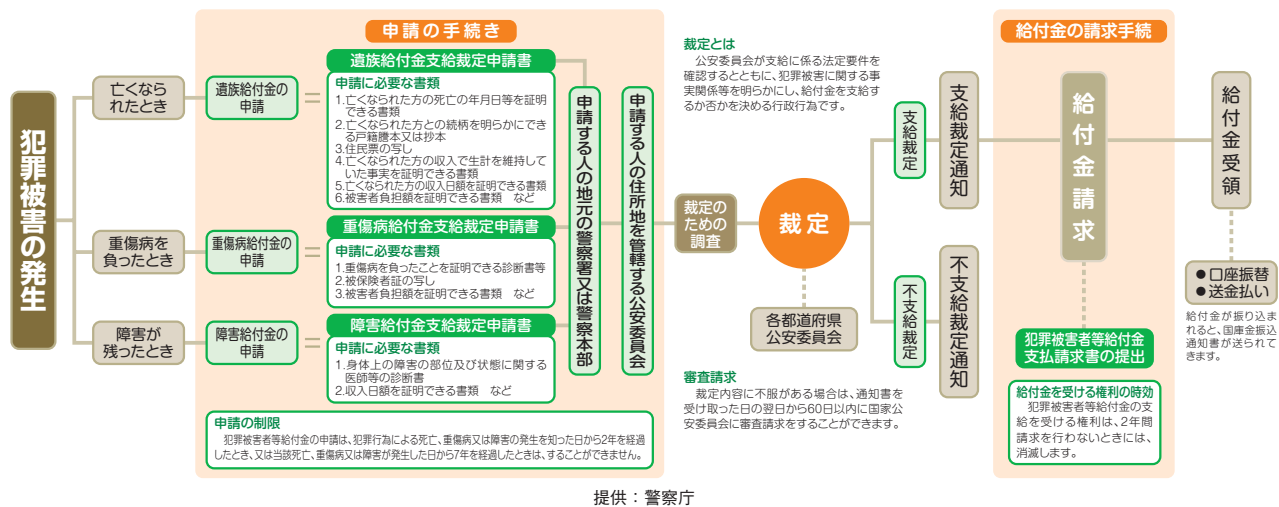
犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

区分	年度別	16年度	17年度	18年度	前年比
申請に係る被害者数（人）		458	465	491	+26
裁定に係る被害者数（人）		465	412	458	+46
支給裁定に係る被害者数		448	394	435	+41
不支給裁定に係る被害者数		17	18	23	+5
仮給付決定に係る被害者数（人）		36	30	20	-10
裁定金額（百万円）		1,247	1,133	1,272	+139

提供：警察庁



給付の流れ



(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

(5) 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。

犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

政令改正

○ 重傷病の支給要件の緩和



○ 重傷病給付金の支給対象期間の延長



規則改正

○ 親族間犯罪に係る支給制限の緩和

① 夫婦 ② 直系血族 ③ 三親等内の親族 ④ 同居の親族	不支給	改正	① 夫婦※ ② 直系血族 ③ 兄弟姉妹	不支給
			三親等内の親族 (兄弟姉妹を除く)	3 減分額の支給
上記以外の親族	3 減分額の支給		上記以外の親族	3 減分額の支給

※ 全部を支給しない場合の特例の改正

犯給金を支給しないことが 社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある 場合、3 分の 1 支給。	改正	夫婦間における親族間犯罪 の場合で、DV法に基づく 保護命令が発出されている など、犯罪に係る事情を勘 案して特に必要と認められ るときは 3 分の 2 支給。
---	----	---

提供：警察庁

(6) 経済的支援を手厚くするための制度
のあるべき姿及び財源に関する検討並
びに施策の実施

内閣府において、平成18年4月、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」を設置した。

同検討会においては、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討を重ねている。

平成19年5月、犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする中間取りまとめを行い、国民からの意見募集の結果を踏まえ、現在、最終取りまとめに向けた検討を行っている（P16 コラム2「3つの『検討会』の中間取りまとめ」参照）。

(7) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する
経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費

（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：18年度 112百万円、19年度 112百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

(8) 医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、

- ・ 犯罪被害者等が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるかどうか、現状把握に努めること
- ・ 具体的にそのような事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うことを指示した。

現時点においては、このような事案に係る報告は受けていないが、仮に、そのような事例があれば、地方社会保険事務局から当該医

療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

今後も、全国社会保険事務局長会議などの機会に、上記の旨を周知徹底するなど、引き続き地方社会保険事務局と連携して、適切な対応をしていく。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

(9) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、平成18年4月から、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により一部負担している。

また、部署ごとに指定している犯罪被害者支援主任者が、犯罪被害者等に対し、直接、本制度の説明を行っている。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、DV被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定した。事業主体の判断により優先入居を実施す

るとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借り上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

各県における情報提供の一例

平成19年度
県営住宅入居申込案内

★平成19年度の県営住宅（抽選入居）申込みは年2回の募集となります。

募集する県営住宅	富山、高岡、射水市の各団地の空家
申込書受付場所	富山県住宅供給公社 〒930-0096 富山市舟橋北町4の19（森林水産会館2階） TEL (076) 432-5132（駐車場が少ないので、自転車での来館はご遠慮下さい）
申込み受付期間	（第1回募集）平成19年2月2日（金）から2月8日（木）まで 郵送も可。ただし、郵送の場合は2月8日付けまでの消印を有効とします。 抽選の日時・場所 平成19年2月25日（日）午前9時30分～ 住宅供給公社にて （第2回募集）平成19年8月1日（水）から8月7日（火）まで 郵送も可。ただし、郵送の場合は8月7日付けまでの消印を有効とします。 抽選の日時・場所 平成19年8月25日（日）午前9時30分～ 住宅供給公社にて ※ 郵送の場合、記入不備・書類不足等により抽選が受け付けられない場合がありますのでご注意ください。 （随時募集）上記の期間以外でも随時申込みは受け付けます。 この場合の入居順位は、抽選で決まった人の後に申込み順でつくことになります。
申込み受付時間	平日の場合は 午前8時30分～午後6時まで 土・日曜・祝祭日 午前8時30分～午後4時まで （ただし、毎月第2日曜日及び平成19年の12月29日～1月3日は、休館します。）

☆ 優先入居 生活保護世帯・母子世帯・老人世帯・障害者世帯・子育て世帯・母子世帯・孤獨者・犯罪被害者等（DV被害者含む）の方は、上記期間中（H19.2.2～2.8、H19.8.1～8.7）に応募された場合、優先的に入居できる住宅を設定しております。なお、バリアフリー住宅改修を実施した住宅については、高齢者・身体障害者の方の入居を優先します。詳しくは、窓口でご相談下さい。

— 1 —

提供：国土交通省